

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

一 市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等については、次に掲げるものとする。

1 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設

2 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築

3 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものとして国土交通省令で定めるもの

（第九条関係）

二 市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕は、沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の維持又は修繕とすること。

（第十条関係）

三 都市再生特別措置法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号に掲げるものの等のうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

（第十二条関係）

四 都市再生整備推進法人が都市再生特別措置法第七十四条第三号の事業に有効に利用できるものとして、取得、管理及び譲渡を行うことができる土地を当該事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とすること。

(第十四条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正

一 地方公共団体が独立行政法人都市再生機構に対して従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の実施を要請する際に示す計画には、当該業務に係る従前居住者用賃貸住宅の戸数等を記載するものとする。

(第七条の二関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 道路法施行令の一部改正

一 指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等は次のとおりとすること。

1 歩道、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯、路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設、改築、維持又は修繕

2 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築
(第一条の五関係)

二 道路法第十七条第三項の場合における同条第五項の規定による同法の規定の適用についての読替えの方法を定めるものとする事。
(第一条の六関係)

三 国土交通大臣は、指定区間内国道に附属する有料の自転車駐車場に自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとするときは、自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額等について告示しなければならい事。
(第三条の二関係)

四 駐車料金を徴収することができない自転車として、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自転車で、国土交通大臣が定めるものとする事。
(第三条の三関係)

五 指定市以外の市町村が国道又は都道府県道の新設等を行う際に道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号に掲げるもの等のうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする事。
(第四条の二関係)

六 指定市以外の市町村が道路一体建物協定の締結等の道路管理者の権限を代行する場合における意見聴取等の手続きについて定めるものとする。こと。
(第六条関係)

七 道路の管理上道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設は次のとおりとすること。

1 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

2 花壇その他道路の緑化のための施設

3 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの
(第十六条の二関係)

八 歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築は次のとおりとすること。

1 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置

2 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）

3 横断歩道橋の設置

(第三十五条の二関係)

九 道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設は次のとおりとすること。

1 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられたアーケード又は雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定める工作物又は施設を含む。）

2 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識

3 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）

4 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

5 花壇その他道路の緑化のための施設

6 道路に接して設けられた公衆便所

（第三十五条の三関係）

十 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。